|   | <b>福祉保健部</b> | 随 意 契 約 件 数                             | 101件     |                            | 金額                          | 1,115,460,170 円 |  |                           |
|---|--------------|---|----------|----------------------------|-----------------------------|-----------------|--|---------------------------|
|   | 契約担当課·所名     | 契約の名称及び内容                               | 契約年月日    | 契約の相手方の所在地                 | 契約の相手方の名称                   | 契約金額            | 随意契約理由   | 地方自治法施行令<br>適用条項          |
| 1 | 県民健康増進課      | 大分県リハビリテーション支援センター委託業務                  | 令和7年4月1日 | 大分県由布市湯布院町大字川南252          | 独立行政法人 地域医療機能推進機<br>構 湯布院病院 | 2,492,000 円     | ①本業務は、地域リハビリテーション連携体制の維持及びリハビリテーションに関わる新たな課題に取り組むため、研修の企画及び実施に関する業務を行うものである。<br>②これを行うためには、地域リハビリテーションの専門的な知識や技術が必要である。<br>③」上記の知識や技術を有する者は独立行政法人地域医療機能推進機構湯布院病院のみである。   | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 2 | こども・家庭支援課    | 令和7年度大分県母子・父子福祉センターの管理に関する年度協定          | 令和7年4月1日 | 大分県大分市大津町2丁目1番41号          | 一般財団法人大分県ひとり親家庭福<br>祉連合会    | 6,587,000 円     | ①本業務は、大分県母子・父子福祉センターの管理を行うものである。<br>②これを行うためには、大分県母子・父子福祉センターの管理に関する基本協定に<br>基づく指定管理者である必要がある。<br>③大分県母子・父子福祉センターの管理に関する基本協定に基づく指定管理者は、<br>一般財団法人大分県ひとり親家庭福祉連合会のみである。  | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 3 | 障害福祉課        | 令和7年度大分県障害福祉サービス事業所共同受注センター運営業務委託       | 令和7年4月1日 | 大分県大分市志手3組-2<br>エデンビュー志手B棟 | 一般社団法人おおいた共同受注セン<br>ター      | 8,876,960 円     | ①本業務は、県下の障がい福祉サービス事業所等におおいた共同受注センターへの加入を呼びかけるとともに、共同受注体制の確立、製品等の広報活動を行うものである。<br>②共同受注体制には県内の就労継続支援A・B型事業所を対象としているため、事務局は、それぞれの事業所等の現状及び事業所を利用する障がい者の特性を把握しておかなければならない。このため、大分県における共同受法に関する業務を適切に実施するためには、経営知識を有するとともに事業所等の実態に通じた団体に委託することが適当である。<br>③県内の障害者就労支援施設の共同受注窓口は一般社団法人おおいた共同受注センターのみである。 | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 4 | 福祉保健企画課      | 大分県権利擁護専門人材育成事<br>業委託契約                 | 令和7年4月1日 | 大分県大分市大津町2丁目1番41号          | 社会福祉法人 大分県社会福祉協議<br>会       | 4,375,955 円     | ①本業務は権利擁護センター等の職員や市町村の担当職員、市町村の市民後見人養成講座修了者向けに研修を行うものである。<br>②本業務は、日常生活自立支援事業を始めとした社会福祉事業と連携した取組とする必要がある。<br>③市町村や市町村社会福祉協議会と連携して行う必要があることから、社会福祉法人大分県社会福祉協議会が適任である。   | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 5 | 福祉保健企画課      | 令和7年度包括的支援体制構築<br>に向けたスーパーバイズ事業委<br>託業務 | 令和7年4月1日 | 大分県大分市旦野原700番地             | 国立大学法人 大分大学                 | 4,150,533 円     | ①本業務は、スーパーバイザーの派遣を通じて市町村の包括的支援体制の整備等に向けた支援を目的に行うものである。<br>②国立大学法人大分大学は、福祉健康科学部のほか、地域共生社会の実現を担う人材養成を目指す大学院福祉健康科学研究科・地域共生社会研究拠点を設置しており、地域共生社会に関して専門的なノウハウを有した識者を数多く有し、本事業の目的を達成するために専門的な助言等を行うことができる唯一の機関である。  | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 6 | 福祉保健企画課      | 令和7年度地域共生社会推進人<br>材育成事業委託業務             | 令和7年4月1日 | 大分県大分市大津町2丁目1番41号          | 社会福祉法人 大分県社会福祉協議会           | 4,661,360 円     | ①本業務は、市町村の包括的支援体制の整備等に向け、必要な人材を育成することを目的に行うものである。<br>を目的に行うものである。<br>②社会福祉法人大分県社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき各市町村に通ずる<br>広域的な見地から地域福祉の推進を図り、社会福祉従事者の養成及び研修等の事<br>業を実施するとされ、当該研修事業に係る専門的知見を有する唯一の法人である。<br>③また、これまでも県から各種社会福祉研修や当該研修を平成30年度から受託する<br>など福祉人材の育成実績が豊富であり、契約の目的を継続的、効果的に実施するこ<br>とが可能な県内唯一の法人である。  | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |

|    | <b>価性休健</b> 部   | 随息突剂针数                                   | 10111+    |                               | 並积                      | 1,115,460,170 円 |  |                           |
|----|-----------------|--|-----------|-------------------------------|-------------------------|-----------------|--|---------------------------|
|    | 契約担当課·所名        | 契約の名称及び内容                                | 契約年月日     | 契約の相手方の所在地                    | 契約の相手方の名称               | 契約金額            | 随意契約理由   | 地方自治法施行令<br>適用条項          |
| 7  | 福祉保健企画課         | 令和7年度生活困窮者自立支援<br>事業委託契約(日出町社会福祉<br>協議会) | 令和7年4月1日  | 大分県速見郡日出町藤原2277番地1            | 社会福祉法人日出町社会福祉協議会        | 14,520,000 円    | ①本業務は、生活困窮者の自立支援を行うものである。<br>②これを行うためには、これまで生活困窮者の相談援助のためのノウハウを有しており、民生委員など関係機関・団体等とのネットワークをすでに構築している必要がある。<br>③上記のノウハウを有し、ネットワークを構築しているものは、日出町においては社会福祉法人日出町社会福祉協議会のみである。   | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 8  | 福祉保健企画課         | 令和7年度福祉ボランティア・市<br>民活動推進事業委託業務           | 令和7年4月1日  | 大分県大分市大津町2丁目1番41号             | 社会福祉法人 大分県社会福祉協議会       | 5,665,149 円     | ①本業務は、ボランティア・NPO等の市民活動の推進を図るため、ボランティア人材の養成研修を行うものである。 ②社会福祉法人大分県社会福祉協議会は、大分県ボランティア・市民活動センターを設置し、福祉ボランティア関連情報の提供や、ボランティア希望者と受入先の連絡調整(コーディネート業務)等をはじめ、福祉ボランティアの育成等に関する各種研修を行っている団体である。 また、大分県ボランティア連絡協議会や各市町村ボランティア連絡協議会とのネットワークを活用し、県内のボランティア・NPO団体等の把握、及び当該団体等と情報交換のできる体制が整っている。 加えて、県内の福祉ポランティア団体を対象とした研修会を開催し、円滑かつ効果的に研修会を開催するノウハウを蓄積してきている県下唯一の団体である。 | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 9  | 福祉保健企画課         | 令和7年度生活困窮者自立支援<br>事業(就労訓練推進事業)委託契<br>約   | 令和7年4月1日  | 東京都豊島区東池袋1-44-3 池袋<br>ISPタマビル | 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団 | 4,121,000円      | ①労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団(旧名:特定非営利活動法人ワーカーズコープ)は、他都道府県において既に生活困窮者就労訓練推進事業を受託し就労訓練事業所の開拓に取り組んだ実績を持ち、本事業を実施するためのノウハウを十分に持っている。②平成28年5月から現在にかけて本県7市3町1村における生活困窮者就労準備支援事業を受託しており、各町村役場や自立相談支援機関等と連携した生活困窮者の就労訓練に取り組んでいる。 ③本事業において就労支援対象者及び自立相談支援機関、並びに事業所の橋渡しを効率的かつ効果的に行うことのできる唯一の団体である。  |                           |
| 10 | 福祉保健企画課         | 令和7年度生活困窮者自立支援<br>事業委託業務(九重町社会福祉<br>協議会) | 令和7年4月1日  | 大分県玖珠郡九重町大字後野上17番<br>地の1      | 社会福祉法人九重町社会福祉協議会        | 10,308,000 円    | ①本業務は、生活困窮者の自立支援を行うものである。<br>②これを行うためには、これまで生活困窮者の相談援助のためのノウハウを有しており、民生委員など関係機関・団体等とのネットワークをすでに構築している必要がある。<br>③上記のノウハウを有し、ネットワークを構築しているものは、九重町においては社会福祉法人九重町社会福祉協議会のみである。   | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 11 | 健康政策·感染症<br>対策課 | 令和7年度大分県難病医療ネット<br>ワーク事業委託契約             | 令和7年4月1日  | 大分県大分市大手町3丁目1番1号              | 大分県難病医療連絡協議会            | 3,617,000 円     | ①本業務は、当該団体が難病の患者やその家族と、治療に当たる主治医との間に立った協議・調整を行ったり、入院先確保のための医療機関や介護関係機関との連絡調整を専属的に行うものである。<br>②これを行うためには、難病患者に対する医療の確保や、転院や在宅医療などの患者や家族のニーズにスムーズに対応可能である専門的な知識と経験を有する必要がある。<br>③上記を有する者は専門的な知識と経験を有した難病医療コーディネーターを配置している当該団体のみである。  | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 12 | 健康政策·感染症<br>対策課 | 旧優生保護法補償金等支給対象<br>者に対する個別通知支援業務          | 令和7年4月23日 | 大分県大分市中島西1丁目3番14号             | 大分県弁護士会                 | 3,024,000 円     | ①本業務は県が保有する個人情報に基づき、旧優生保護法補償金等の支給対象となりうる方に対して実施する個別通知における業務支援や法的助言等を行うものである。<br>②これを行うためには、旧優生保護法補償金等支給法に関する知識や個人情報保護法等の法律に関する知識を有し、戸籍調査のノウハウを有する弁護士(資格)による助言が必要である。<br>③上記資格や知識を有している者は、大分県内に事務所を有する弁護士及び弁護士法人が当然に加入している大分県弁護士会のみである。   | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |

|    | 福祉保健部     | 随意契約件数                                   | 101件      |                          | 金額                       | 1,115,460,170 円 |   |                           |
|----|-----------|--|-----------|--------------------------|--------------------------|-----------------|---|---------------------------|
|    | 契約担当課·所名  | 契約の名称及び内容                                | 契約年月日     | 契約の相手方の所在地               | 契約の相手方の名称                | 契約金額            | 随意契約理由  | 地方自治法施行令<br>適用条項          |
| 13 | 高齢者福祉課    | 令和7年度大分県桜ヶ丘聖地管<br>理委託契約                  | 令和7年4月1日  | 大分市南春日町4番31号             | 一般財団法人大分県遺族会連合会          | 2,112,500円      | ①本業務は、旧陸軍墓地である桜ヶ丘聖地の管理を行うものである。<br>②これを行うためには、300超の墓碑・慰霊碑があり、除草等の清掃業務だけでな<br>く、参拝者・遺族等への案内・説明等を適宜行う必要があるため、戦没者の慰霊や顕<br>彰等に対する理解・知見を有している必要がある。<br>③(一財)大分県遺族会連合会は、県域で戦没者の慰霊・顕彰等を行っている県内唯<br>一の団体であり、長年にわたって当該施設の維持管理実績もあり、所在地も施設に<br>近接し常勤職員を有するなど、効果的かつ効率的な管理が可能な唯一の団体であ<br>る。 | 地方自治法施行令第16<br>7条の2第1項第2号 |
| 14 | 高齢者福祉課    | 令和7年度大分県社会福祉介護<br>研修センターの管理に関する年<br>度協定書 | 令和7年4月1日  | 大分県大分市大津町2丁目1番41号        | 社会福祉法人大分県社会福祉協議会         | 177,306,000 円   | ①本業務は、大分県社会福祉介護研修センターの管理に関する業務を行うものである。<br>②指定管理者の公募を行った結果、当該指定管理候補者選定委員会において、令和3年度~令和7年度の指定管理者として社会福祉法人大分県社会福祉協議会が選定されたため、本団体と契約を締結するものである。  | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 15 | 高齢者福祉課    | 介護職スキルアップ移住推進事<br>業業務委託                  | 令和7年4月1日  | 大分県大分市三芳1991-1           | ライフデザインラボ株式会社            | 8,697,810 円     | ①本業務は、介護DXや、ふくふく認証制度などにより、進化し続ける本県介護現場での就職を希望し、スキルアップを目指す移住者に対し、大分への移住や就職、資格取得支援など一貫した支援を行うものである。<br>②本業務を委託するにあたり、1者から企画提案を受け、審査した結果、最も優れた企画提案を行った「ライフデザインラボ株式会社」と契約したものである。   | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 16 | 高齢者福祉課    | 自立支援型ケアマネジメント体制<br>強化事業委託業務              | 令和7年5月20日 | 東京都港区港南2-3-13 品川フロントビルフF | オムロン株式会社                 | 4,309,690 円     | ①本業務は、介護予防ケアマネジメント支援システムの導入効果を広める研修会の<br>開催や市町村等へ出向き、実際に当該システムを操作・体験できる研修会を通じて、<br>介護予防ケアマネジメント支援システムの導入促進を行うものである。<br>②本業務を委託するにあたり、1者から企画提案を受け、審査した結果、最も優れた<br>企画提案を行ったオムロン株式会社 データソリューション事業本部と契約するもの。  | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 17 | こども・家庭支援課 | 令和7年度大分県母子家庭等就<br>業・自立支援センター事業委託業<br>務   | 令和7年4月1日  | 大分県大分市大津町2丁目1番41号        | 一般財団法人大分県ひとり親家庭福<br>祉連合会 | 8,883,196 円     | ①本業務は、大分県母子家庭等就業・自立支援センターを設置し、大分県母子家庭等就業・自立支援センター事業実施要網及び大分県母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要網に基づいた就業支援事業等を行うものである。<br>②これを行うためには、各母子家庭の母等の生活実態や地域の実情に応じた支援を講ずることができ、県内の母子・父子家庭及び寡婦の福祉の増進と自立の促進を図るノウハウが必要である。<br>③上記を有するのは、県内で唯一の母子・父子福祉団体であり、地域母子寡婦福祉会の上部団体である一般財団法人大分県ひとり親家庭福祉連合会のみである。   | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 18 | こども・家庭支援課 | 妊産婦等生活援助事業委託契約                           | 令和7年4月1日  | 大分県別府市野口中町14番3号          | 社会福祉法人別府永生会              | 6,065,321 円     | ①本事業は、特定妊婦や出産後の母と子に対して、緊急的な住まいの提供および助産師等による専門性を活かした支援、支援を行うことを目的としている②特定妊婦や出産後の母と子の支援にあたっては、福祉だけではなく医療面でのケアも必要になるなど非常に高い専門性が要求される。 ③社会福祉法人別府永生会は困難な課題を抱える母子の保護、自立支援、退所後支援を行っており、母子支援の高いスキルを有する。今回、助産師を配置することで、医療面でのケアも可能となり、産前産後の専門的な支援も行えるため、本事業を実施できるのは社会福祉法人別府永生会のみである。      | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |

|    | <b>福祉保健部</b>     | 随意契約件数  | 101件      |                               | 金額               | 1,115,460,170 円 |   |                           |
|----|------------------|---|-----------|-------------------------------|------------------|-----------------|---|---------------------------|
|    | 契約担当課·所名         | 契約の名称及び内容                                       | 契約年月日     | 契約の相手方の所在地                    | 契約の相手方の名称        | 契約金額            | 随意契約理由  | 地方自治法施行令<br>適用条項          |
| 19 | こども・家庭支援課        | こどもの権利擁護事業委託契約                                  | 令和7年4月1日  | 大分県大分市旦野原700番地                | 国立大学法人大分大学       | 8,363,580 円     | ①本事業は一時保護および社会的養護下にて生活している児童の権利擁護のため、児童が暮らす場を訪問し意見聴取や相談を行ったり、関係機関を定期巡回して児童及び職員に対して権利擁護の普及啓発を行うことを目的としている②児童の権利擁護に関する豊富な知識だけではなく、何らかの事情により声をあげることのできない児童が安心して助けを求めることができる第三者として、児童の心理状態を的確に見極め、その状況に応じた面接を行うことができる高い技術と専門性が要求される。 ③国立大学法人大分大学は、福祉健康科学部を設置し、児童福祉や児童心理に関する専門知識及び高いスキルを身につけた有識者を数多く有しており、児童の権利擁護(アドボカシー)に関して専門的な支援を行うことができるため、本事業を実施できるのは国立大学法人大分大学のみである。 | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 20 | 障害福祉課            | 大分県聴覚障害者センター管理<br>運営委託(年度協定)                    | 令和7年4月1日  | 大分県大分市大津町1丁目9-5               | 社会福祉法人大分県聴覚障害者協会 | 32,991,000 円    | ①本業務は、大分県聴覚障害者センターの管理を行い、聴覚障がい者に向けた情報<br>提供や支援を目的とする。<br>②これを行うために、大分県聴覚障害者センターの管理に関する基本協定書が定められている。<br>③協定書内に、実施主体として定められているのは社会福祉法人聴覚障害者協会<br>のみである。  | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 21 | 障害福祉課            | 第20回大分県障がい者スポーツ<br>大会開催事業委託契約                   | 令和7年4月1日  | 大分市大手町3丁目1-1                  | 大分県障がい者スポーツ協会    | 4,213,550 円     | ①第20回大分県障がい者スポーツ大会を行うものである。<br>②本事業を行う為には全ての障がい特性や競技を熟知したうえでの事業推進が必要である。<br>③県内において障がい者スポーツ、各障がいに通じた団体は、大分県障がい者スポーツ協会のみである。   | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 22 | 障害福祉課            | 令和7年度 障がい者差別解消・<br>権利擁護推進事業委託                   | 令和7年4月1日  | 大分県大分市大津町2丁目1-41 大分県総合社会福祉会館内 | 大分県障害者社会参加推進センター | 7.875,460 円     | ①本事業は「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県条例」で規定する相談窓口として、障がいを理由とする差別や人権・財産に対する侵害等の相談に対し、問題解決を図るものである。<br>②これを行うためには、身体、知的、精神の三障がい全ての障がいの特性等についての知識を有し、各障がい団体とのネットワーク等に基づく対応が可能な団体である必要がある。<br>③上記の条件を満たす者は、大分県障害者社会参加推進センターのみである。   | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 23 | 障害福祉課            | 農福マルシェ開催事業業務委託<br>契約                            | 令和7年5月12日 | 大分県大分市東春日町1番8号                | 株式会社大宣           | 2,979,900 円     | ①本業務は、障がい者就労支援施設で生産した農作物等の販売会(マルシェ)を開催することで、障がい者就労支援施設の販売機会を確保するとともに、障がい者就労支援施設が実施している農業政策の認知度向上や農業経営体等との連携強化を図り、販路拡大につなげることを目的として行うものである。<br>②本業務を委託するにあたり、2者から企画提案を受け、審査した結果、最も優れた企画提案を行った株式会社大宣と契約するものである。   | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 24 | こころとからだの相談支援センター | 精神保健業務管理システム改修<br>委託業務(Windows11移行対応等<br>に係る改修) | 令和7年4月24日 | 大分県大分市賀来北3丁目4番3号              | 株式会社ユビキタステクノロジー  | 3,186,000 円     | ①本業務は、精神保健業務管理システムの改修を行うものである。<br>②これを行うためには、システムに精通していることが必要である。<br>③システムに精通している者は、開発及び保守を行っているユビキタステクノロジー<br>である。   | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 25 | 医療政策課            | 令和7年度大分県ナースセンター<br>事業委託契約                       | 令和7年4月1日  | 大分県大分市豊饒二丁目7番1号               | 公益社団法人大分県看護協会    | 25,427,000 円    | ①本業務は、未就業の看護職員に対し就業促進に必要な事業、看護業務等のPR事業及び訪問看護に従事する看護職員の資質の向上等訪問看護の実施に必要な支援事業を行うものである。<br>②これを行うためには、看護に係る専門的知識が必要である。<br>③上記が可能な者は、県内の看護職員を統括している団体であり、看護に係る専門的知識を有する大分県看護協会のみである。   | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |

|    | 福祉保健部<br>       | 随意契約件数                                   | 101件     |                               | 金額                         | 1,115,460,170 円 |   |                           |
|----|-----------------|--|----------|-------------------------------|----------------------------|-----------------|---|---------------------------|
|    | 契約担当課·所名        | 契約の名称及び内容                                | 契約年月日    | 契約の相手方の所在地                    | 契約の相手方の名称                  | 契約金額            | 随意契約理由  | 地方自治法施行令<br>適用条項          |
| 26 | 医療政策課           | 令和7年度大分県災害支援ナー<br>ス派遣体制整備事業委託契約          | 令和7年4月1日 | 大分県大分市豊饒二丁目7番1号               | 公益社団法人大分県看護協会              | 2,050,290 円     | ①本業務は、災害支援ナース活動マニュアルの作成、災害支援ナースの知識、技能維持のための研修の実施、県内外への災害支援ナース派遣調整に関する業務を実施することにより、今後の災害発生時及び新興感染症発生・まん延時に際して、災害支援ナースを迅速に確保し、活動できる体制を整備することを目的として行うものである。<br>②これを行うためには、災害時の看護に係る専門的知識や関係医療機関と蜜に連携することが必要である。<br>③上記が可能な者は、県内の看護職員を統括している団体であり、災害時の看護に係る専門的知識を有する大分県看護協会のみである。 | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 27 | 福祉保健企画課         | 令和7年度生活困窮者自立支援<br>事業(就労準備支援事業委託契<br>約    | 令和7年4月1日 | 東京都豊島区東池袋1-44-3 池袋<br>ISPタマビル | 労働協同組合ワーカーズコープ・セン<br>ター事業団 | 2,501,000 円     | ①労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団(旧名:特定非営利活動法人ワーカーズコープ)は平成28年度から令和5年度の間、7市3町1村における生活困窮者就労準備支援事業を受託し、各町村役場や自立相談支援機関等関係機関と連携し、生活困窮者の就労準備支援に取り組んだ実績を持ち、本事業において実施するために必要なノウハウを十分に持っている。②また、現在生活困窮者のうち精神疾患等により継続した就労支援が必要なケースがある。 ③生活困窮者の就労訓練に基づく、日常生活自立や社会参加自立を効率的かつ効果的に実施できる唯一の団体である。     | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 28 | 福祉保健企画課         | 令和7年度生活困窮者自立支援<br>事業委託業務(玖珠町社会福祉<br>協議会) | 令和7年4月1日 | 大分県玖珠郡玖珠町大字岩室24番地<br>の1       | 社会福祉法人玖珠町社会福祉協議会           | 11,420,000 円    | ①本業務は、生活困窮者の自立支援を行うものである。<br>②これを行うためには、これまで生活困窮者の相談援助を行ってきたノウハウを有しており、民生委員など関係機関・団体等とのネットワークをすでに構築している必要がある。<br>③上記のノウハウを有し、ネットワークを構築しているものは、玖珠町においては社会福祉法人玖珠町社会福祉協議会のみである。  | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 29 | 福祉保健企画課         | 令和7年度災害時要配慮者支援<br>強化事業委託業務               | 令和7年4月1日 | 大分県大分市大津町2丁目1番41号             | 社会福祉法人 大分県社会福祉協議会          | 20,016.810 円    | ①本業務は、市町村が行う避難行動要支援者への個別避難計画の作成を支援するとともに、災害時支援体制の強化を行うものである。<br>②これを行うためには、要配慮者支援について福祉避難所マニュアル作成や研修の知識及び福祉避難所サポーター登録等の実績に加え、市町村や市町村社協と連携しながら実施することが必要である。<br>③社会福祉法人大分県社会福祉協議会は、上記内容を実施できる唯一の機関である。  | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 30 | 福祉保健企画課         | 令和7年度民生委員·児童委員<br>研修事業委託契約               | 令和7年4月1日 | 大分県大分市大津町2丁目1番41号             | 大分県民生委員児童委員協議会             | 4,149,800 円     | ①本業務は、民生委員・児童委員の活動に必要な知識の習得を図るための研修を行うものである。<br>②大分県民生委員児童委員協議会は、県内民生委員・児童委員を会員として組織する団体であり、昭和48年の設立以来、民生委員活動の強化推進を行うとともに、県が実施する民生委員研修を受託し研修に関する実績を構築してきた、当研修を効率的かつ効果的に行うことができる県下唯一の団体である。  | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 31 | 福祉保健企画課         | 令和7年度社会福祉施設職員等<br>研修事業委託業務               | 令和7年4月1日 | 大分県大分市大津町2丁目1番41号             | 社会福祉法人 大分県社会福祉協議会          | 6.652,458 円     | ①本業務は、県民に質の高いきめ細かな福祉サービスを提供するため、県内の福祉<br>担当行政職員及び民間社会福祉施設従事職員等を対象とした研修を実施するもの<br>である。<br>②本業務は研修に係るノウハウが必要である。また、本事業は県が社会福祉事業従<br>事者に対する研修を実施するために設置した大分県社会福祉介護研修センターの<br>指定管理業務仕様書中の「知事が必要に応じ、指定管理者と別途委託契約を締結す<br>る業務」に位置付けられている。<br>③上記の条件を満たす者は社会福祉法人大分県社会福祉協議会のみである。      | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 32 | 健康政策·感染症<br>対策課 | 流行初期医療確保措置に係る事務の委託契約(支払基金)(長期<br>継続契約)   | 令和7年4月1日 | 東京都港区新橋2丁目1番3号                | 社会保健診療報酬支払基金               | 2,330,400 円     | ①本業務は、新興感染症発生時に流行初期医療確保措置を行った医療機関に対して感染症流行前前年同月の診療報酬収入を下回った場合、その差額支出を行うものである。<br>②これを行うためには、レセプトを審査できる専門知識や支出のための電算システムが必要である。<br>③上記の専門知識や電算システムを有する者は、審査支払機関である社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会のみである。  | 地方自治法施行令                  |

|    | 福祉保健部           | 随意契約件数                                    | 101件      |                   | 金               | 狼 1,115,460,170 円 |   |                           |
|----|-----------------|---|-----------|-------------------|-----------------|-------------------|---|---------------------------|
|    | 契約担当課·所名        | 契約の名称及び内容                                 | 契約年月日     | 契約の相手方の所在地        | 契約の相手方の名称       | 契約金額              | 随意契約理由  | 地方自治法施行令<br>適用条項          |
| 33 | 健康政策·感染症<br>対策課 | 令和7年度大分県難病相談・支援センター事業委託契約                 | 令和7年4月1日  | 大分県大分市大手町3丁目1番1号  | 大分県難病医療連絡協議会    | 8,110,000 円       | ①本業務は、地域で生活する難病患者及びその家族等の日常生活や医療上における相談、支援、地域交流活動の促進及び就労支援などを行うものである。②これを行うためには、難病に関する医療知識や社会福祉制度等を熟知していることや、県下全域において医療機関や介護保険事業者のほか市町村や保健所等の行政機関との連携がとれることが必要不可欠である。③大分県難病医療連絡協議会は上記が実施できる県内唯一の機関であり、既に平成19年度から令和6年度まで本事業を受託し難病相談・支援センターの運営実績があることから同団体と契約するものである。   | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 34 | 健康政策·感染症<br>対策課 | 令和7年度大分県東部保健所他<br>8施設時間外電話受付委託業務          | 令和7年4月1日  | 大分県大分市上宗方124-1    | 日本連合警備株式会社      | 4,337,960 円       | ①本業務は、夜間及び休日に各種保健所業務に関する相談の受付を行うものである。<br>②事案の第一報を受理した後は適切な対応につなぐことが重要であり、多岐にわたる相談事案に柔軟に対応するために、相談業務に関して対応者が一定程度習熟していることが必要である。<br>③上記条件を満たす者は、左記法人のみである。   | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 35 | 健康政策·感染症<br>対策課 | 令和7年度肝炎患者等支援対策<br>事業委託契約                  | 令和7年4月1日  | 大分県大分市大字旦野原700番地  | 国立大学法人大分大学      | 11,330,000 円      | ①本業務は、肝疾患診療連携拠点病院を中心に、地域連携体制を強化することにより、地域における肝疾患診療連携の円滑な実施を図る。また、質の高い肝炎医療の提供体制を確立し、肝炎患者が地域で安心して適切な治療を受けられる環境を整備することを目的とする。<br>②これを行うには、高度かつ専門的な医療の提供、患者や家族に対する相談支援、地方公共団体に対する技術的支援等が必要不可欠である。<br>③地域の肝疾患治療の中心的役割を果たす医療機関として、大分県が拠点病院として指定したものであり、県内の拠点病院は当病院のみである。  | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 36 | 県民健康増進課         | 令和7年度 大分県データヘルス<br>推進事業(データヘルス推進支援<br>事業) | 令和7年5月16日 | 東京都文京区本郷          | 国立大学法人東京大学      | 5,000,000 円       | ①本業務は、市町村が実施するデータへルス計画の評価指標や保健事業の標準化を進めるものである。<br>②これを行うためには、市町村国保保険者に対するデータへルス計画策定支援を目的とした、予防・健康づくりの専門的な知識と、先進自治体でのデータ分析や保健事業の検証から得た成果を様式や事例、教材として提供している「都道府県向けリーダーシップ・プログラム」を実施している。<br>③市町村国保保険者に対するデータヘルス計画策定の支援を行っているのは東京大学のみである。  | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 37 | 高齢者福祉課          | 令和7年度地域包括ケア推進に<br>係る人材育成研修委託業務            | 令和7年4月1日  | 大分県大分市大津町二丁目1番41号 | 社会福祉法人大分県社会福祉協議 | ≿ 2,950,190 円     | ①本業務は団塊の世代が75歳以上となる2025年を目処に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築する上で必要な人材の育成を図ることを目的とするものである。 ②これを行うためには、介護所修におけるカリキュラム組成や消師の選定手配、及び請義や実習の企画運営等に高いソウハウを持ち、受入体制、スタッフ、過去の実績等の面において優れている必要がある。 ③上記を有する者は、数々の介護研修における実績があり、事業の目的を達成できる唯一の団体である当法人のみである。                               | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 38 | 高齢者福祉課          | おおいた認知症webフォーラム作成委託業務                     | 令和7年4月1日  | 大分県大分市金池町2丁目3-4   | 株式会社QTmedia大分支店 | 2,676,080 円       | ①本事業は、認知症になってもできる限り住み慣れた地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現に向けた取組の一環として、ウェブサイトで認知症の人が生活・チャレンジしている姿を発信、また、認知症に関する情報を一元化して掲載することにより認知症に関する情報をひろく県民へ発信することを目的に行うものである。 ②これを行うためには、専用ウェブサイトを活用し、広く普及啓発を行うことが必要。また、株式会社QTmedia大分支店は、令和2年度に企画提案方式により本事業の委託契約を交わしており、ウェブサイトの運営については管理しているサーバーを使用する必要がある。 ③上記の管理方法や運営技術を有する団体は、株式会社QTmedia大分支店のみである。 | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |

|    | 福祉保健部    | 随意契約件数                                  | 101件      |                              | 金額               | 1,115,460,170 円 |  |                           |
|----|----------|---|-----------|------------------------------|------------------|-----------------|--|---------------------------|
|    | 契約担当課·所名 | 契約の名称及び内容                               | 契約年月日     | 契約の相手方の所在地                   | 契約の相手方の名称        | 契約金額            | 随意契約理由   | 地方自治法施行令<br>適用条項          |
| 39 | 高齢者福祉課   | 若年性認知症支援コーディネー<br>ター設置事業委託業務            | 令和7年4月1日  | 大分県大分市桜ヶ丘7番67号               | 医療法人明和会 佐藤病院     | 6,111,204 円     | ①本業務は、若年性認知症の人やその家族等からの相談及び若年性認知症の人やその家族等の支援に携わる者のネットワークを調整する者を配置し、若年性認知症の特性に配慮した就労継続支援及び社会参加支援等を推進することを目的として行うものである。 ②本業務を委託するにあたり、一者から企画提案を受け、審査した結果、優れた企画提案を行った医療法人明和会 佐藤病院と契約したものである。  | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 40 | 高齢者福祉課   | 令和7年度介護予防(訪問介護<br>通所介護)職員育成推進事業委<br>託業務 | 令和7年4月1日  | 大分県大分市大津町二丁目1番41号            | 社会福祉法人大分県社会福祉協議会 | 2,234,400 円     | ①本事業は、介護保険制度の基本理念である自立支援や、介護予防等の必要な知識の習得及び技術の向上並びに介護サービスの適正な提供及び質の向上を図ることを目的とするものである。<br>②これを行うためには、介護研修におけるカリキュラム編成や講師の選定手配、及び講義や実習の企画運営等に高いソウハウを持ち、受入体制、スタッフ、過去の実績等の面において優れている必要がある。<br>③上記を有する者は、数々の介護研修における実績があり、事業の目的を達成できる唯一の団体である当法人のみである。  | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 41 | 高齢者福祉課   | 大分県福祉·介護事業者認証評<br>価制度実施事業               | 令和7年4月1日  | 東京都千代田区九段北4-1-9市ヶ谷MS<br>ビル4階 | 株式会社エイデル研究所      | 20,614,000 円    | ①本事業は、将来的に介護事業所における職員の人材育成や就労環境等の改善につながる取組について、県が作成する評価基準に基づき評価を行い、水準を満たした介護事業者に対し認証を付与(見える化)し、働きやすい環境の整備、新規参入の促進、離職防止・定着促進を強力に推進することで、介護業界全体のレベルアップとボトムアップを図ることを目的に実施するものである。②令和3年度に企画提案競技により決定した株式会社エイデル研究所が認証制度の設計を行い、令和4年度から認証制度の運用を開始したところであるが、当県の現状を踏まえた評価基準を熟知し、より効果的な支援プログラムの実施や適切な法人審査を行うことが必要である。 ③引き続き、認証制度運用にあたり、評価基準等を熟知しているのは当所のみである。                            | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 42 | 高齢者福祉課   | 令和7年度地域ケア会議スーパーパイザー派遣推進事業委託<br>業務       | 令和7年4月17日 | 大分県大分市横尾1939-4               | 株式会社アイトラック       | 2,577,300 円     | ①本業務は、市町村が実施する地域ケア会議を中心に、その効果的な運営に向けて、知見のあるスーパーパイザーが一定期間個別的かつ伴走的に支援することにより、個別ケースの検討、地域課題の抽出から政策形成までの機能を十分に果たし、地域包括ケアシステムの推進に寄与することを目的として行うものである。②これを行うためいこは、支援対象となる市町村への長期継続的な支援と助言を行うための高い専門性が必要である。 ③当法人は、県内モデル市町村における「地域ケア会議」の立ち上げや定着支援に携わり、地域ケア会議における広域支援の中核として市町村の支援を行っており、本事業の目的を達成出来る団体は当該法人のみである。  | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 43 | 高齢者福祉課   | 外国人介護人材集合研修等実施<br>事業委託業務                | 令和7年5月9日  | 大分県大分市大津町二丁目1番41号            | 社会福祉法人大分県社会福祉協議会 | 10,214,600 円    | ①本業務は、県内外国人介護人材の定着率を高め離職を防ぐために、介護技術、日本語能力等の向上を資するための研修会や、介護福祉士国家資格の取得を目指す者に対する研修会等を実施するものである。②社会福祉法人大分県社会福祉協議会は県から福祉人材センターの指定を受けており、社会福祉事業に関する6発活動や社会福祉事業従事者の確保に関する調査研究、社会福祉法に規定する1社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」の実施に関する技術的事項についての相談・援助、社会福祉事業に従事しようとする者に対する研修・就業の援助などを一体的に行っている団体である。 ③大分県社会福祉協議会は社会福祉施設や事業者などの求職情報等を把握している県内唯一の機関であり、本事業を効果的・効率的に達成することができる団体は同協議会のみである。 | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |

|    | <b>福祉保健部</b> | 随意契約件数   | 1011年     |                   | 金額                       | 1,115,460,170 円 |   |                           |
|----|--------------|--|-----------|-------------------|--------------------------|-----------------|---|---------------------------|
|    | 契約担当課·所名     | 契約の名称及び内容  | 契約年月日     | 契約の相手方の所在地        | 契約の相手方の名称                | 契約金額            | 随意契約理由  | 地方自治法施行令<br>適用条項          |
| 44 | こども未来課       | 令和7年度先天性代謝異常等<br>(重症複合免疫不全症及び脊髄<br>性筋萎縮症)検査委託契約(単価<br>契約 | 令和7年4月1日  | 熊本県熊本市北区大窪一丁目6番1号 | KMバイオロジクス株式会社            | 35,233,440 円    | ①本業務は、重症複合免疫不全症と脊髄性筋萎縮症について、新生児の血液によるマススクリーニングを行うものである。<br>②これを行うためには、多数の児に対して当該検査を適正かつ迅速に実施できる検査機器及び検査技術者等を有する必要がある。<br>③上記の検査機器や検査技術を有する機関は、大分県内にはなく、大分県の全数検査が可能な検査機関は、KMパイオロジクス株式会社のみである。<br>④単価契約:5280円/件                                     | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 45 | こども未来課       | 令和7年度先天性代謝異常等検<br>査委託契約(単価契約)                            | 令和7年4月1日  | 大分県大分市宮崎1509-2    | 一般社団法人大分市医師会立アルメ<br>イダ病院 | 25,432,146 円    | ①本業務は、先天性の疾患を早期に発見するために新生児に対し血液によるマススクリーニングを行うものである。<br>②これを行うためには、多数の児に対して当該検査を適正かつ迅速に実施できる検査機器及び検査技術者等を有する必要がある。<br>③上記の検査機器や検査技術者等を有する機関は、大分県内では大分市医師会立アルメイダ病院のみである。<br>④単価契約: 先天性代謝異常検査 2,949円/件<br>先天性甲状腺機能低下症検査<br>837円/件<br>詳細分析 13,241円/件 | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 46 | こども未来課       | 妊娠の悩み相談センター事業委<br>託契約                                    | 令和7年4月1日  | 大分県大分市羽屋3-2-18    | 一般社団法人大分県助産師会            | 4,026,000 円     | ①本業務は、妊娠・出産・避妊・性感染症等に関する相談対応を行うものである。<br>②これを行うためには、妊娠や出産、避妊、性感染症等の相談対応に関する医学的<br>知識や専門的な保健指導技術が必要である。<br>③上記の知識や技術を有する助産師の専門職団体であり活動実績を有する団体は<br>大分県助産師会のみである。   | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 47 | こども未来課       | OIT Aえんむす部出会いサポートセンターAIマッチングシステム<br>運用保守委託業務             | 令和7年4月1日  | 東京都品川区大崎1-20-3    | タメニー株式会社                 | 2.400,000 円     | ①本業務は、OITAえんむす部出会いサポートセンターAIマッチングシステム運用保守を行うものである。<br>②これを行うためには、当該システムに精通し、細部まで熟知している必要がある。<br>③上記の条件を満たすのは開発元であるタメニー株式会社のみである。  | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 48 | こども未来課       | 不妊・不育相談センター事業委託<br>契約                                    | 令和7年4月1日  | 大分県大分市大字旦野原700番地  | 国立大学法人大分大学               | 6,093,000 円     | ①本業務は、不妊専門相談センターの運営を行うものである。<br>②これを行うためには、不妊症、不育症についての医学的知識や不妊症・不育症患者が抱える精神的・経済的負担や、不妊治療に対する社会情勢、心理的カウンセリング技術が必要である。<br>③上記の知識や技能を有し専門的な相談事業が実施できるのは大分大学のみである。   | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 49 | こども未来課       | 令和7年度出会いサポートセン<br>ターウェブ広報事業委託                            | 令和7年5月30日 | 大分県大分市府内町3丁目9一15  | 株式会社プランニング大分             | 5,830,000 円     | ①OITAえんむす部出会いサポートセンター」を効率的かつ効果的に周知し、新規会<br>員確保につながるために、SNSや、動画広告を活用した情報発信を行うものである。<br>②本業務を委託するにあたり、2者から企画提案を受け、審査した結果、最も優れた<br>企画提案を行った株式会社ブランニング大分と契約するものである。   | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 50 | こども未来課       | 令和7年度出会い応援テレビコ<br>マーシャル広報事業委託業務                          | 令和7年5月30日 | 大分市新川西2丁目7-1      | 大分朝日放送株式会社               | 6,438,397 円     | ①OITAえんむす部出会いサポートセンター」を効率的かつ効果的に周知し、新規会<br>員確保につながるために、テレビコマーシャルを活用した情報発信を行うものである。<br>②本業務を委託するにあたり、1者から企画提案を受け、審査した結果、優れた企画<br>提案を行った大分朝日放送株式会社と契約するものである。   | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |

|    | 福祉保健部           | 随意契約件数   | 101件      |                                     | 金額               | 1,115,460,170 円 |   |                           |
|----|-----------------|--|-----------|-------------------------------------|------------------|-----------------|---|---------------------------|
|    | 契約担当課·所名        | 契約の名称及び内容  | 契約年月日     | 契約の相手方の所在地                          | 契約の相手方の名称        | 契約金額            | 随意契約理由  | 地方自治法施行令<br>適用条項          |
| 51 | こども未来課          | 令和7年度大分県子育で支援<br>ポータルサイト「子育てのタネ」コ<br>ンテンツ充実・改修委託業務契約 | 令和7年6月20日 | 大分県大分市金池町2丁目3番4号 九州電力大分支店4階         | 株式会社QTmedia 大分支店 | 2,803,350 円     | ①本業務は、大分県子育て支援ポータルサイト「子育でのタネ」を一部改修し、新規ページの作成を含むコンテンツの充実化を図るものである。「子育でのタネ」は、令和4年度の提案競技によって選定された株式会社QTmediaが開発したものであり、サイト構築後の維持管理についても現在まで一括して当該企業が実施している。②本業務を効果的かつ円滑に実施するには、高度な技術力に加え、本サイトに精通し細部まで熟知していることが要求される。 ③上記技術力及び専門知識を有し、当該業務を確実に実施できるのは、株式会社QTmediaのみである。 | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 52 | 障害福祉課           | SNS等を活用したこころやLGBT<br>等に関する相談事業の委託契約                  | 令和7年4月1日  | 大分県大分市長浜町1丁目7-3 サンライズ長浜401          | 一般社団法人大分県公認心理士協会 | 7,615,000 円     | ①本業務は、SNSを活用した相談を行うものである。<br>②SNSを活用した相談は、電話や対面とは異なる技能、配慮が必要となるため、専門性の高い業務である。<br>③大分県公認心理師協会は、大分県で唯一の心理専門職による団体であり、行政との連携実績も多い。  | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 53 | 障害福祉課           | 令和7年度でんかん医療・地域連<br>携体制整備事業委託                         | 令和7年4月1日  | 大分県大分市旦野原700番地                      | 国立大学法人 大分大学      | 4,934,930 円     | ①本業務は、てんかん支援拠点病院に支援コーディネーターを配置し、専門的な相談窓口の設置による相談機能の充実や、てんかん診療可能な医療機関の調査・研修等で診療体系の構築を図り、てんかん患者及びその家族等の生活の質の向上を目指している。<br>②これを行うためには、複数の診療科を有する等、てんかん支援拠点病院の条件を満たすことに加え、てんかんに関する専門的な知識や技術が必要である。<br>③上記を有する者は大分大学医学部附属病院のみである。  | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 54 | 障害福祉課           | 令和7年度障がい者雇用人事担<br>当者ネットワーク構築支援事業                     | 令和7年6月3日  | 大分県大分市大道町1丁目5番6号 大<br>分高架グループ会社事務所棟 | JR九州エージェンシー株式会社  | 2,711,500 円     | ①本業務は、障がい者雇用に従事する人事担当者を対象とした研修交流会等を開催するものである。<br>②本業務を委託するにあたり、2者から企画提案を受け、審査した結果、最も優れた企画提案を行ったJR九州エージェンシー株式会社 大分支店と契約するものである。  | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 55 | 医療政策課           | 令和7年度機能強化型訪問看護<br>ステーション移行支援事業委託業<br>務               | 令和7年4月1日  | 大分県大分市豊饒二丁目7番1号                     | 公益社団法人大分県看護協会    | 3,051,000 円     | ①本業務は、在宅医療ニーズが高まる中、地域において患者ニーズに応じた訪問看護を提供するため、訪問看護ステーションの管理者向けの研修を行うとともに、アドバイザーを派遣することで機能強化型訪問看護ステーションへの移行を促進することを目的として行うものである。<br>②これを行うためには、看護に係る専門的知識が必要である。<br>③上記が可能な者は、県内の看護職員を統括している団体であり、看護に係る専門的知識を有する大分県看護協会のみである。  | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 56 | 医療政策課           | 令和7年度実習指導者講習会事<br>業委託契約                              | 令和7年4月1日  | 大分県大分市豊饒二丁目7番1号                     | 公益社団法人大分県看護協会    | 3,054,600 円     | ①本事業は、県内の看護師等養成所の学生への実習が効果的に行えるよう、実習<br>指導者に対して必要な知識・技術を講習するものである。②これを行うためには、県<br>内の看護職員の状況に精通するとともに、看護に関する専門的知識・技術が必要で<br>ある。③上記が可能な者は、多くの看護職員が所属し、看護の専門的知識を有する<br>大分県看護協会のみである。   | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 57 | 健康政策·感染症<br>対策課 | 令和7年度大分県小児慢性特定<br>疾病児童等自立支援員による支<br>援事業委託契約          | 令和7年4月1日  | 大分県大分市大手町3丁目1番1号                    | 大分県難病医療連絡協議会     | 3,889,704 円     | ①本業務は、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報提供や関係機関との連絡調整等を行うものである。<br>②これを行うためには、医学的な専門知識に精通しているほか、指導技術を有する必要がある。<br>③当該団体は上記のような自立支援員を有する県内唯一の難病相談支援機関である。   | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 58 | 健康政策·感染症<br>対策課 | 令和7年度臓器移植医療連携強<br>化事業に係る業務委託契約                       | 令和7年4月1日  | 大分県大分市大字旦野原700番地                    | 国立大学法人大分大学       | 8,711,000 円     | (1)本業務は、県内医療機関に対して「選択肢提示」の徹底を指導するほか、脳死患者が発生した場合の医学的助言や選択肢提示についての情報収集および事例集作成などに取り組み、脳死又は心停止下における臓器移植の推進を図るものである。<br>②これを行うためには、医療提供体制の確保に必要なノウハウを持ち、提供側・移植側のどちらの面においても体制整備を進めることができる能力が必要である。<br>③上記能力を有する者は国立大学法人大分大学のみである。  | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |

|    | 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 | 随息关利计数   | 10117     |                     | - 並作              | 1,115,460,170 |  |                           |
|----|--|--|-----------|---------------------|-------------------|---------------|--|---------------------------|
|    | 契約担当課·所名                               | 契約の名称及び内容  | 契約年月日     | 契約の相手方の所在地          | 契約の相手方の名称         | 契約金額          | 随意契約理由   | 地方自治法施行令<br>適用条項          |
| 59 | 健康政策·感染症<br>対策課                        | 令和7年度原爆被爆者に対する<br>援護に関する法律による健康診<br>断及び被集一世健康診断調査事<br>業に係る委託契約(単価契約) | 令和7年4月1日  | 大分県大分市大字駄原2892番地の1  | 一般財団法人大分県医師会      | 3,046.439 円   | ①本業務は、原爆被爆者及び健康診断受診者証所持者及び原爆被爆者二世に対して健康診断を行うものである。<br>②これを行うためには、平成17年度から各県民保健福祉センター及び保健所において廃止となった一般クリニックに代わる一般検査実施機関及び、各県民保健福祉センター及び保健所で実施不可である精密検査及び希望による健康診断実施機関が必要である。<br>③上記資格を有する者は一般社団法人 大分県医師会のみである。<br>④単価契約:一般検査 5,709円/件他、がん検査 12,273円/件他、精密検査 7,028円/件他   | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 60 | 健康政策·感染症<br>対策課                        | 令和7年度指定難病·小児慢性特定疾病医療受給者証作成·更新補助業務委託契約                                | 令和7年5月1日  | 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地  | 株式会社ニチイ学館         | 34,787,500 円  | ①本業務は、「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく特定医療費に係る医療受給者証及び「児童福祉法」に基づく小児慢性特定疾病医療費に係る医療受給者証の作成・更新補助業務を適正かつ円滑に実施するものである。<br>②難病患に対する医療受給者証の作成・更新には、難病法を十分理解し、348種の指定難病毎の診断基準や自己負担額の決定方法等について十分理解し、約14,000件に及ぶ難病受給者証の更新業務や新規作成業務を更新などの期限までに確実に行う必要があり、高い専門性と事務処理能力が必要である。<br>③上記を満たすものは、令和4年度以降当該業務を受託しており、ノウハウを備えた株式会社ニチイ学館のみである。 | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 61 | 健康政策·感染症<br>対策課                        | 令和7年度抗インフルエンザウイルス薬「リレンザ」購入契約   | 令和7年5月13日 | 東京都港区赤坂1-8-1        | グラクソ・スミスクライン株式会社  | 7,079,400 円   | ①本業務は、抗インフルエンザウイルス薬(リレンザ)の行政備蓄を行うものである。<br>(行政備蓄に係る抗インフルエンザウイルス薬については、厚生労働省の指示により、各抗インフルエンザウイルス薬の製造販売会社が「行政備蓄用製品」を準備している。)<br>②これを行うためには、都道府県内で販売を行っていることが必要である。<br>③上記を満たす者はリルンザの製造販売会社であるグラクソ・スミスクライン株式会社のみがある。(行政備蓄用製品は、製品包装株式・供給価格・納入方式(医薬品卸売販売業者を介さない方式)等が市場流通用と異なり製造販売会社のみが、都道府県に対して、独占的に販売されているため。)         | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 62 | 高齢者福祉課                                 | 大分県ケアプランデータ連携シス<br>テム導入支援事業委託業務                                      | 令和7年4月1日  | 大分県中津市新魚町1911番地1    | なかつ情報通信開発センター株式会社 | 18,317,640 円  | ①本業務は、介護事業所におけるケアブランデータ連携システムの導入促進を行うものである。<br>②本業務を委託するにあたり、1者から企画提案を受け、審査した結果、優れた企画<br>提案を行ったなかつ情報通信開発センター株式会社と契約するもの。   | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 63 | 高齢者福祉課                                 | 令和7年度認知症疾患医療セン<br>ター運営事業委託業務契約                                       | 令和7年4月1日  | 大分県別府市大字南立石241番地15  | 医療法人慈愛会           | 3,285,000 円   | ①本業務は、県内の保健医療・介護機関等と連携を図りながら、地域において認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要となる医療を提供できる機能体制の構築を図ることを目的とするものである。②本事業は、大分県認知症疾患医療センター運営事業実施要綱に基づき指定した法人が運営する医療機関で実施することとなっている。県では、県内6つの2次医療圏ごとに認知症疾患医療センターをそれぞれ指定しており(計8か所)、各医療圏ごとに県が指定した各法人のみがそれぞれの医療圏で当該事業を実施できる法人である。 ③このため、当該法人と契約を行う。  | 地方自治法施行令第167<br>条の2第1項第2号 |
| 64 | 高齢者福祉課                                 | 令和7年度認知症疾患医療セン<br>ター運営事業委託業務契約                                       | 令和7年4月1日  | 大分県日田市大字高瀬字篠原2226-1 | 医療法人百花会           | 3,285,000 円   | ①本業務は、県内の保健医療・介護機関等と連携を図りながら、地域において認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要となる医療を提供できる機能体制の構築を図ることを目的とするものである。 ②本事業は、大分県認知症疾患医療センター運営事業実施要綱に基づき指定した法人が運営する医療機関で変施することとなっている。県では、県内合つの2次を歴るとに認知症疾患医療センターをそれぞれ指定しており(計8か所)、各医療圏ごとに認知症疾患医療センターをそれぞれ指定しており(計8か所)、各医療圏ごとに親が指定した各法人のみがそれぞれの医療圏で当該事業を実施できる法人である。 ③このため、当該法人と契約を行う。        | 地方自治法施行令第167<br>条の2第1項第2号 |

|    | <b>福祉保健部</b> | 随意契約件数                         | 101件     |                          | 金                | 1,115,460,1/0 円 |   |                           |
|----|--------------|--------------------------------|----------|--------------------------|------------------|-----------------|---|---------------------------|
|    | 契約担当課·所名     | 契約の名称及び内容                      | 契約年月日    | 契約の相手方の所在地               | 契約の相手方の名称        | 契約金額            | 随意契約理由  | 地方自治法施行令<br>適用条項          |
| 65 | 高齢者福祉課       | 令和7年度認知症疾患医療セン<br>ター運営事業委託業務契約 | 令和7年4月1日 | 大分県大分市大字森町字花/木通511-<br>1 | 医療法人久真会          | 4.143,000 円     | ①本業務は、県内の保健医療・介護機関等と連携を図りながら、地域において認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要となる医療を提供できる機能体制の構築を図ることを目的とするものである。<br>②本事業は、大分県認知症疾患医療センター運営事業実施要綱に基づき指定した法人が運営する医療機関で実施することとなっている。県では、県内6つの2次医療圏ごとに認知症疾患医療センターをそれぞれ指定しており(計8か所)、各医療圏ごとに県が指定した各法人のみがそれぞれの医療圏で当該事業を実施できる法人である。<br>③このため、当該法人と契約を行う。  | 地方自治法施行令第167<br>条の2第1項第2号 |
| 66 | 高齡者福祉課       | 令和7年度認知症疾患医療セン<br>ター運営事業委託業務契約 | 令和7年4月1日 | 大分県竹田市大字竹田1855番地         | 医療法人雄仁会          | 5,285,000 円     | ①本業務は、県内の保健医療・介護機関等と連携を図りながら、地域において認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要となる医療を提供できる機能体制の構築を図ることを目的とするものである。<br>②本事業は、大分県認知症疾患医療センター運営事業実施要綱に基づき指定した法人が運営する医療機関で実施することとなっている。県では、県内6つの2次医療圏ごとに認知症疾患医療センターをそれぞれ指定しており(計8か所)、各医療圏ごとに駅が指定した各法人のみがそれぞれの医療圏で当該事業を実施できる法人である。<br>③このため、当該法人と契約を行う。  | 地方自治法施行令第167<br>条の2第1項第2号 |
| 67 | 高齢者福祉課       | 令和7年度認知症疾患医療セン<br>ター運営事業委託業務契約 | 令和7年4月1日 | 大分県豊後高田市呉崎738番地1         | 医療法人積善会          | 3,964,000 円     | ①本業務は、県内の保健医療・介護機関等と連携を図りながら、地域において認知<br>症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要となる医療を提供できる機能体制<br>の構築を図ることを目的とするものである。<br>②本事業は、大分県認知症疾患医療センター運営事業実施要綱に基づき指定した<br>法人が運営する医療機関で実施することとなっている。県では、県内6つの2次医療<br>圏ごとに認知症疾患医療センターをそれぞれ指定しており、旧多か所)、各医療圏ごと<br>に果が指定した各法人のみがそれぞれの医療圏で当該事業を実施できる法人であ<br>る。<br>③このため、当該法人と契約を行う。  | 地方自治法施行令第167<br>条の2第1項第2号 |
| 68 | 高齢者福祉課       | 令和7年度認知症疾患医療セン<br>ター運営事業委託業務契約 | 令和7年4月1日 | 大分県佐伯市鶴岡町1丁目11番59号       | 社会医療法人 長門莫記念会    | 3,964,000 円     | ①本業務は、県内の保健医療・介護機関等と連携を図りながら、地域において認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要となる医療を提供できる機能体制の構築を図ることを目的とするものである。<br>②本事業は、大分県認知症疾患医療センター運営事業実施要綱に基づき指定した法人が運営する医療機関で実施することとなっている。県では、県内6つの2次医療圏ごとに認知症疾患医療センターをイぞれ指定しており、旧多か所)、各医療圏ごとに果が指定した各法人のみがそれぞれの医療圏で当該事業を実施できる法人である。<br>③このため、当該法人と契約を行う。   | 地方自治法施行令第167<br>条の2第1項第2号 |
| 69 | 高齢者福祉課       | 令和7年度大分県介護DXサポートセンター設置事業委託業務   | 令和7年4月1日 | 大分県大分市大津町二丁目1番41号        | 社会福祉法人大分県社会福祉協議会 | 25,694,364 円    | ①当該事業は、介護現場における生産性向上(業務改善)の取組の普及を図るため、介護事業所からの介護ロボットやICT等のテクノロジー(以下、「介護テクノロジー」という。)の導入に関する相談等に対し、助言、提案、伴走支援等を実施するものである。 ②これを行うには、介護事業所での現場経験及び介護テクノロジーに精通した職員が求められる。 ③社会福祉法人大分県社会福祉協議会が指定管理を行う大分県介護研修センターでは、福祉用具展示場運営や介護テクノロジーの導入・活用に関する研修等を例年実施しており、また、介護現場経験のある職員が複数名在籍していることから、介護テクノロジーや介護現場の実情に詳しいと考えられる。以上のことから、本事業の効果的・効率的な達成が可能である団体は、(社福)大分県社会福祉協議会のみである。 | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |

|    | <b>福祉保健部</b> | 随息契約件数                         | 101件      |                           | 金額                    | 1,115,460,170 円 |  |                           |
|----|--------------|--------------------------------|-----------|---------------------------|-----------------------|-----------------|--|---------------------------|
|    | 契約担当課・所名     | 契約の名称及び内容                      | 契約年月日     | 契約の相手方の所在地                | 契約の相手方の名称             | 契約金額            | 随意契約理由   | 地方自治法施行令<br>適用条項          |
| 70 | 高齢者福祉課       | 令和7年度大分県ノーリフティングケア普及促進事業委託業務   | 令和7年4月1日  | 大分県大分市大津町二丁目1番41号         | 社会福祉法人大分県社会福祉協議会      | 2,682,618 円     | ①当該事業は、介護従事者の離職の大きな要因である腰痛対策として「ノーリフティングケア(持ち上げない・抱え上げない・引きずらない介護)」を推進し、介護従事者の身体的軽減を図るため、介護事業所の管理職等を対象としたノーリフティングケアに関する研修を実施するものである。 ②これを行うには、介護事業所での現場経験及びノーリフティングケアに精通した職員が求められる。 ③社会福祉法人大分県社会福祉協議会は、令和4年度から厚生労働省「介護ロボットの開発・実証・普及ブラットフォーム」事業(国のモデル事業)を受託し、介護ロボット等の導入に関する県の総合窓口として事業を実施してきており、また、介護現場経験のある職員が複数名在籍していることから、介護現場の実情やノーリフティングケアに詳しいと考えられる。 以上のことから、本事業の効果的・効率的な達成が可能である団体は、(社福)大分県社会福祉協議会のみである。 | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 71 | 高齢者福祉課       | 令和7年度明るい長寿社会づくり<br>推進事業委託契約    | 令和7年4月1日  | 大分県大分市大津町二丁目1番41号         | 社会福祉法人大分県社会福祉協議会      | 28,521,068 円    | ①本業務は、高齢者の芸術・スポーツの祭典である、豊の国ねんりんピックの開催及び全国健康福祉祭への県選手団派遺等、元気高齢者の生きがいと健康づくりを推進するものである。<br>②これを行うには、多くの各種関係団体や対象高齢者との調整が必要である。<br>③上記機能を有する団体は社会福祉法人大分県社会福祉協議会のみである。   | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 72 | 高齢者福祉課       | 令和7年度認知症疾患医療セン<br>ター運営事業委託業務契約 | 令和7年4月1日  | 大分県大分市大字丹生1747番地          | 医療法人社団 淵野会            | 5,964,000 円     | ①本業務は、県内の保健医療・介護機関等と連携を図りながら、地域において認知<br>症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要となる医療を提供できる機能体制<br>の構築を図ることを目的とするものである。<br>②本事業は、大分県認知症疾患医療センター運営事業実施要綱に基づき指定した<br>法人が運営する医療機関で実施することとなっている。県では、県内6つの2次医療<br>圏ごとに認知症疾患医療センターをそれぞれ特定しており、計8か所、各医療圏ごと<br>に果が指定した各法人のみがそれぞれの医療圏で当該事業を実施できる法人であ<br>る。<br>③このため、当該法人と契約を行う。  | 地方自治法施行令第167<br>条の2第1項第2号 |
| 73 | 高齢者福祉課       | 要介護認定業務等のデジタル化アドバイザー派遣委託業務     | 令和7年5月29日 | 東京都千代田区平河町2丁目7番9号         | 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所 | 3,185,600 円     | ①本業務では、令和6年度に大分市及び別府市で実施した実証の成果を県内他市町村へ横展開を図るため、専門業者から市町村のDX推進に必要な助言や提案等を行うことで市町村の要介護認定業務のデジタル化を支援するものである。<br>②本業務を委託するにあたり、1者から企画提案を受け、審査した結果、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所と契約したものである。  | 地方自治法施行令第16<br>7条の2第1項第2号 |
| 74 | こども未来課       | 令和7年度おおいた出会い応援<br>事業委託業務       | 令和7年4月1日  | 大分県大分市城崎町1丁目5-6 甲斐歯科ビル 3F | 株式会社ナコラボ              | 47,350,351 円    | ①本業務は、少子化の一因である晩婚化及び未婚化に対応するため、結婚を希望する独身男女の出会いと結婚を支援する「OITAえんむす部 出会いサポートセンター」を効果的に運営することを目的とするものである。 ②本業務は、OITAえんむす部 出会いサポートセンターを運営し、結婚を希望する若  | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |

|    | 伸性体性的     | 随息关利什奴                                      | 1011#    | 1                  | 並叙               | 1,110,400,170 |   |                           |
|----|-----------|---|----------|--------------------|------------------|---------------|---|---------------------------|
|    | 契約担当課·所名  | 契約の名称及び内容                                   | 契約年月日    | 契約の相手方の所在地         | 契約の相手方の名称        | 契約金額          | 随意契約理由  | 地方自治法施行令<br>適用条項          |
| 75 | こども未来課    | 令和7年度保育士・保育所支援セ<br>ンター設置業務委託契約              | 令和7年4月1日 | 大分県大分市大津町2丁目1番41号  | 社会福祉法人大分県社会福祉協議会 | 9,559,154 円   | ①本業務は、保育士等の人材確保を行うものである<br>②これを効果的に実施するためには、保育分野に関する知識及び就業支援のノウハウが必要である。<br>③上記技術を有する者は大分県社会福祉協議会のみである。社会福祉法人大分県社会福祉協議会は、県から福祉人材センターの指定を受け、社会福祉事業に関する容福祉協議会は、県から福祉人材センターの指定を受け、社会福祉事業に関する高を活動や社会福祉事業で事者の確保に関する調査研究、社会福祉法に規定する「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」の実施に関する技術的事項についての相談・援助、社会福祉事業に従事しようとする者に対する研修、社会福祉事業従事者の確保に関する連絡、社会福祉事業に従事しようとする者に対する研修、社会福祉事業に従事しようとする者に対する就業の援助を行っている県内唯一の機関である。  | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 76 | こども・家庭支援課 | 令和7年度ヤングケアラー等見守<br>り支援事業に係る委託契約(光の<br>園)    | 令和7年4月1日 | 大分県別府市荘園8組         | 社会福祉法人別府光の園      | 5,011,591 円   | ①本業務はヤングケアラーへ安心して相談できる居場所を提供し、心のケアや周囲との関係の再構築のための寄り添い支援を実施する。あわせて市町村等関係機関との連絡調整等を総合的に行い、必要に応じて技術的助言その他必要な援助を行うことを目的とする。 ②これを行うためには、専門的な知識及び技術を必要とし、技術的助言その他必要な援助を行うことができる組織に委託する必要がある。 ③児童福祉法及び大分県が定める「児童家庭支援センター運営事業実施要綱」の設備、職員配置、事業内容に合致する児童家庭支援センターは、社会福祉法人光の園及び社会福祉法人清浄園、社会福祉法人大分県福祉会の3法人が設置・運営している。うち、社会福祉法人光の園が設置・運営している。うち、社会福祉法人光の園が設置・運営している。うち、社会福祉法人光の園が設置・運営している。うち、社会福祉法人光の園が設置・運営している。うち、社会福祉法人光の園が設置・運営している。うち、社会福祉法人光の園が設置・運営している。うち、社会福祉法人の園が設置・運営している。方ち、社会福祉法人光の園が設置・運営している。方ち、社会福祉法人光の園が設置・運営している。方ち、社会福祉法人光の園が設置・運営している。方も、社会福祉法人光の園が設置・運営している。方は、対している。 | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 77 | こども・家庭支援課 | 令和7年度ヤングケアラー等見守<br>り支援事業に係る委託契約(清浄<br>園)    | 令和7年4月1日 | 大分県中津市大貞383番地      | 社会福祉法人清浄園        | 5,011,591 円   | ①本業務はヤングケアラーへ安心して相談できる居場所を提供し、心のケアや周囲との関係の再構築のための寄り添い支援を実施する。あわせて市町村等関係機関との連絡調整等を総合的に行い、必要に応じて技術的助言その他必要な援助を行うことを目的とする。<br>20 では、専門的な知識及び技術を必要とし、技術的助言その他必要な援助を行うことを目的とする。<br>②児童福祉法及び大分県が定める児童家庭支援センター運営事業実施要綱」の設備員配置、事業内容に合致する児童家庭支援センター進、社会福祉法人、米の園及び社会福祉法人清浄園、社会福祉法人大分県福祉会の3法人が設置・運営している。うち、社会福祉法人清浄園が設置・運営している。「児童家庭支援センター陽」にて、当該事業を実施するため当該法人と随意契約を締結するもの。  | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 78 | こども・家庭支援課 | 令和7年度ヤングケアラー等見守<br>り支援事業に係る委託契約(大分<br>県福祉会) | 令和7年4月1日 | 大分県大分市顕徳町1丁目13番17号 | 社会福祉法人大分県福祉会     | 5,011,591 円   | ①本業務はヤングケアラーへ安心して相談できる居場所を提供し、心のケアや周囲との関係の再構築のための寄り添い支援を実施する。あわせて市町村等関係機関との連絡調整等を総合的に行い、必要に応じて技術的助言その他必要な援助を行うことを目的とする。<br>とを目的とする。<br>②児童福祉法及び大分県が定める「児童家庭支援センター運営事業実施要綱」の設備を行うことができる組織に委託する必要がある。<br>③児童福祉法及び大分県が定める「児童家庭支援センター運営事業実施要綱」の設備、職員配置、事業内容に合致する児童家庭支援センターは、社会福祉法人,大の園及、戦会福祉法人,大分県福祉会の3法人が設置・運営している。うち、社会福祉法人大分県福祉会が設置・運営している「児童家庭支援センターゆずりは」「児童家庭支援センタートのPE」にて、当該事業を実施するため当該法人と随意契約を締結するもの。  | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 79 | 障害福祉課     | 令和7年度親なきあと支援事業委<br>託契約                      | 令和7年4月1日 | 大分県大分市大津町2丁目1-41   | 社会福祉法人大分県社会福祉事業団 | 2,517,735 円   | ①この事業は、養成した「親なきあと相談員」を活用し、地域で親なきあと支援のネットワークを構築することにより、いつでもどこでも相談できる体制を作ることを目的とするものである。<br>②これを行うためには、「親なきあと」の相談員養成研修及び支援のノウハウが必要である。<br>③上記のノウハウを有する者は、大分県内においては、全国に先駆けて「親なきあと相談室」を設置し、相談員養成の研修、相談事業等を実施している社会福祉法人大分県社会福祉事業団のみである。  | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |

|    | 田山水姓印    | [ [ [ ] [ ] [ ] [ ] [ ]                 | IVIIT    |                               | 业取                    | 1,113,400,170 [] |   |                           |
|----|----------|---|----------|-------------------------------|-----------------------|------------------|---|---------------------------|
|    | 契約担当課·所名 | 契約の名称及び内容                               | 契約年月日    | 契約の相手方の所在地                    | 契約の相手方の名称             | 契約金額             | 随意契約理由  | 地方自治法施行令<br>適用条項          |
| 80 | 障害福祉課    | 第24回全国障害者スポーツ大会<br>派遣事業委託契約             | 令和7年4月1日 | 大分市大手町3丁目1-1                  | 大分県障がい者スポーツ協会         | 8,367,100 円      | ①本業務は本年10月25(土)~27日(月)に開催される第24回全国障害者スポーツ大会への大分県選手団の派遣を行うものである。<br>②これを行うためには、全ての障がいの特性や競技の内容を熟知したうえでの事業推進を行う能力が必要である。<br>③上記能力を有するのは大分県障がい者スポーツ協会のみである。  | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 81 | 障害福祉課    | 令和7年度発達障がい児地域支援体制整備事業(5歳児健診等専門医派遣)の委託契約 | 令和7年4月1日 | 大分県別府市大字鶴見4075番地の1            | 社会福祉法人別府発達医療センター      | 3,038,800 円      | ①本業務は児童精神科医等、発達障がい等についての専門的知識を有する医師を<br>市町村へ派遣するものである。<br>②これを行うためには発達障がいに関して専門的な検査、診断、専門療法、リハビリ<br>テーション等を実施しており、且つ多数の専門医を有する法人であることが必要であ<br>る。<br>③上記を満たす法人は県内の医療機関で社会福祉法人別府発達医療センターのみ<br>である。  | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 82 | 障害福祉課    | 令和7年度発達障がい児支援機関ネットワーク構築事業委託契約           | 令和7年4月1日 | 大分県別府市大字鶴見4075番地の1            | 社会福祉法人別府発達医療センター      | 8,329,964 円      | ①本業務は発達障がい児への支援について相当の経験及び知識を有する社会福祉士や相談支援専門員を配置し、各種業務や関係機関との連絡調整にあたるものである。<br>②これを行うためには発達障がいに関して相当の経験及び知識を有する社会福祉士や相談支援専門員を有する法人であることが必要である。<br>③上記を満たす法人は県内の医療機関で社会福祉法人別府発達医療センターのみである。  | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 83 | 障害福祉課    | 令和7年度相談支援従事者研修<br>委託業務                  | 令和7年4月1日 | 豊後大野市犬飼町下津尾3491番3             | 大分県障害者相談支援事業推進協議<br>会 | 4,258,000 円      | ①本業務は法定研修である相談支援従事者研修を行うものである。<br>②これを行うためには相談支援専門員として身に付けた高い技術と経験、そして、国の養成研修による専門知識の習得した講師が必要である。<br>③上記能力を有するのは県内の相談支援専門員で構成される大分県障害者相談支援事業推進協議会のみである。  | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 84 | 障害福祉課    | 第44回大分国際マラソン開催事業委託業務                    | 令和7年4月1日 | 大分市大手町3丁目1-1                  | 大分県障がい者スポーツ協会         | 35,000,000 円     | ①本業務は第44回大分国際車いすマラソンの開催及び大会運営を行うものである。<br>②これを行うためには障がい者スポーツに関する専門的知見と安全かつ円滑な大会<br>運営の実績及び能力が必要である。<br>③上記能力を有するのは大分県障がい者スポーツ協会のみである。   | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 85 | 障害福祉課    | 令和7年度視覚障がい者社会参加事業委託契約                   | 令和7年4月1日 | 大分県大分市中島東一丁目2番28号             | 社会福祉法人大分県盲人協会         | 6,880,000 円      | ①本業務は、視覚障がい者に対して、将来の生活の方途を見出すために必要な助言、指導並びに自立生活に必要な前訓練として感覚訓練、点字指導等を行うとともに、点訳・音訳奉仕員の養成を行うものである。<br>②これを行うためには、視覚障がい者の状況に精通し、事務局体制が整備されている団体が必要である。<br>③上記資格や技術を有する者は社会福祉法人大分県盲人協会のみである。   | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 86 | 障害福祉課    | 令和7年度発達障がい者支援セ<br>ンター運営事業委託契約           | 令和7年4月1日 | 大分県大分市中戸次5620-2               | 社会福祉法人萌葱の郷            | 39,595,310 円     | ①本業務は発達障がいを有する児者に対する支援を専門に担当する職員を配置し、<br>発達障がい等に関する各般の問題について、発達障がい児者及びその家族からの<br>相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設及び関係機関との連携<br>強化により、発達障がい児者に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進<br>するものである。<br>②これを行うためには発達障がい児(者)等に対して、ライフステージを通じた支援や<br>医療・療育に関する専門機関と連携した支援を行うことのできる法人であることが必<br>要である。<br>③上記を満たす法人は県内で社会福祉法人 萌葱の郷のみである。 | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 87 | 障害福祉課    | 令和7年度芸術文化を活用した社<br>会参加促進事業委託契約          | 令和7年4月1日 | 大分県大分市大津町2丁目1-41 大分県総合社会福祉会館内 | 大分県障害者社会参加推進センター      | 4,777,382 円      | ①本業務は、障がいのある人の社会参加を進めるため、身体、知的、精神の各障害の特性を理解した上で、映画関係者や美術館関係者と協力して行うものである。<br>②これを行うためには、身体障がい、知的障がい、精神障がいの三障がいに関する福祉関係団体(27団体)が加盟する障がい者の社会参加推進機関である必要がある。<br>③上記を満たす者は大分県障害者社会参加推進センターのみである。  | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |

|    | <b>価低休健</b> 郡   | 随息突約针数                              | 1011+     |                   | 並积                        | 1,115,460,170 円 |  |                           |
|----|-----------------|-------------------------------------|-----------|-------------------|---------------------------|-----------------|--|---------------------------|
|    | 契約担当課·所名        | 契約の名称及び内容                           | 契約年月日     | 契約の相手方の所在地        | 契約の相手方の名称                 | 契約金額            | 随意契約理由   | 地方自治法施行令<br>適用条項          |
| 88 | 障害福祉課           | 大分県身体障害者福祉センター<br>の管理運営委託契約         | 令和7年4月1日  | 大分県大分市大津町二丁目1番41号 | 社会福祉法人大分県社会福祉協議会          | 58,118,000 円    | ①本業務は、大分県身体障害者福祉センターの管理を行い、障がい者に向けた機能<br>訓練、教養の向上、社会との交流促進を目的とする。<br>②これを行うためには大分県身体障害者福祉センターの管理に関する基本協定書<br>が定められている。<br>③協定書内に実施主体として定められているのは社会福祉法人大分県社会福祉協<br>議会のみである。   | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 89 | 障害福祉課           | おおいた障がい者芸術文化支援センター運営事業に係る委託契約       |           | 大分県大分市高砂町2番33号    | 公益財団法人大分県芸術文化スポー<br>ツ振興財団 | 34,131,000 円    | ①本事業は、障がいのある人の創作活動を支援するため、おおいた障がい者芸術文化支援センターを運営するものである。<br>②これを行うためには、各障がいの特性を理解し、障がい者アートに精通した人材の活用や美術に関する展覧会、舞台芸術などの福祉の域を超えた事業展開や広報、関係者間のネットワーク構築が必要である。<br>③上記の業務を円滑に実施することができるのは、県立美術館と県立総合文化センターを運営し、多様な文化事業を実施するとともに、教育・産業・福祉・医療など様々な分野の団体とのネットワークを構築している(公財)大分県芸術文化スポーツ振興財団のみである。  | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 90 | こども未来課          | 令和7年度保育士登録業務委託<br>(単価契約)            | 令和7年4月1日  | 東京都千代田区麹町1丁目6番地2  | 社会福祉法人日本保育協会              | 2,591,952 円     | ①本業務は、保育士登録事務を行うものである。<br>②本業務については、登録申請者の便宜および都道府県における事務効率化と、登録窓口の一本化により、全国的に同一水準で登録事務が行えるよう、平成15年度から全都道府県が社会福祉法人日本保育協会に保育士登録事務処理の一部または全部を委託している。<br>③上記のことから、社会福祉法人日本保育協会以外の適切な委託先がない。<br>④単価契約:交付 3,696円(3,360円)/件<br>書換え 1,408円(1,280円)/件<br>再交付 968円(880円)/件  | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 91 | 健康政策·感染症<br>対策課 | 令和7年度抗インフルエンザウイルス薬「タミフルドライシロップ」購入契約 | 令和7年8月18日 | 東京都北区浮間五丁目5番1号    | 中外製薬株式会社                  | 17,362,884 円    | ①本業務は、抗インフルエンザウイルス薬(タミフルドライシロップ)の行政備蓄を行う<br>ものである。(行政備蓄に係る抗インフルエンザウイルス薬については、厚生労働省<br>の指示により、各抗インフルエンザウイルス薬の製造販売会社が「行政備蓄用製品」<br>を準備している。)<br>②これを行うためには、都道府県内で販売を行っていることが必要である。<br>③上記を満たす者はタミフルドライシロップの製造販売会社である中外製業株式会社<br>のみである。(行政備蓄用製品は、製品包装様式・供給価格・納入方式(医薬品卸売<br>販売業者を介さない方式)等が市場流通用と異なり製造販売会社のみが、都道府県<br>に対して、独占的に販売されているため。)                                       | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 92 | 高齢者福祉課          | 令和7年度認知症介護実践研修<br>等事業委託業務契約         | 令和7年5月1日  | 大分県大分市大津町二丁目1番41号 | 社会福祉法人大分県社会福祉協議会          | 5,559,540 円     | ①この事業は、介護保健施設・事業者等に従事する介護職員等を対象に、認知症介護に関する体系的な処遇技術の研修会を認知症介護実践者等養成事業実施要綱に基づき実施し、認知症高齢者に対する専門的又は基礎的知識の修得と介護技術の向上を図るものである。 ②本事業の実施にあたっては、介護保険事業所の実情、認知症介護に関する最新の研究・実践、県内外の講師に関する情報等について十分に把握し、効果的な研修7ログラムを作成・実施できなければならない。 ③社会福祉法人大分県社会福祉協議会は、県が設置する大分県社会福祉介護研修セ2中の指定管理者であり、社会福祉施設職員研修を恒常的に実施し、これまでにも痴異性者人処遇技術研修、平成12~16年度は認知症介護実務者研修(基礎・専門課程)等を実施しており、当該研修が実施可能な県内唯一の団体である。 | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 93 | 高齢者福祉課          | 大分県介護の魅力発信事業委託<br>契約                | 令和7年6月27日 | 大分県大分市春日浦843-25   | 株式会社テレビ大分                 | 8,741,898 円     | ①本業務は、不足する介護人材の確保・定着に向け、介護に対する一般のイメージと現場の実態とのギャップを埋め、介護職の魅力を発信するものである。 ②本業務を委託するにあたり、2者から企画提案を受け、審査した結果、最も優れた企画提案を行った「株式会社テレビ大分」と契約したものである。  | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |

|    | 田山水庭印    | [ [ [ [ ] ] ] ] [ ] [ ] [ ] [ ]              | 10117     |                  | - 12 DR                  | 1,113,400,170 [] |   |                           |
|----|----------|--|-----------|------------------|--------------------------|------------------|---|---------------------------|
|    | 契約担当課·所名 | 契約の名称及び内容                                    | 契約年月日     | 契約の相手方の所在地       | 契約の相手方の名称                | 契約金額             | 随意契約理由  | 地方自治法施行令<br>適用条項          |
| 94 | こども未来課   | 令和7年度「子育て応援イベントin<br>ハーモニーランド」実施事業委託<br>業務契約 | 令和7年8月12日 | 大分県大分市春日浦843-25  | 株式会社テレビ大分                |                  | ①本業務は、子育で世代の育児力・育児意識の向上につながるイベントをハーモニーランドにて開催するものである。<br>②本業務を委託するにあたり、4者から企画提案を受け、審査した結果、最も優れた企画提案を行った株式会社テレビ大分と契約するものである。   | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 95 | 障害福祉課    | 大分県措置移送業務委託                                  | 令和7年5月30日 | 大分県大分市原川2丁目3番4号  | クリスタルシティタクシー株式会社         | 3,638,165 円      | ①本業務は、夜間・休日における精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23<br>条に基づく警察官の通報に対応するため、精神障害のために自身を傷つけ又は他人<br>に害を及ぼすおそれがあると認められる者について、精神保健指定医をして診察させるため及び入院措置のための移送業務を委託するものである。<br>②これを安全に行うためには、県内の消防本部から「患者等搬送事業者」の認定を<br>受けていることが必要である。<br>③上記を有するのは5者であり、本事業に参画意思を示した4者と随意契約を締結する。             | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 96 | 障害福祉課    | 大分県措置移送業務委託                                  | 令和7年5月30日 | 大分県臼杵市井村3029番地   | 有限会社東洋興産                 | 3,638,165 円      | ①本業務は、夜間・休日における精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条に基づく警察官の通報に対応するため、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者について、精神保健指定医をして診察させるため及び入院措置のための移送業務を委託するものである。②これを安全に行うためには、県内の消防本部から「患者等搬送事業者」の認定を受けていることが必要である。 ③上記を有するのは5者であり、本事業に参画意思を示した4者と随意契約を締結する。                                | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 97 | 障害福祉課    | 大分県措置移送業務委託                                  | 令和7年5月30日 | 大分県竹田市久住町栢木144番地 | 有限会社フクコウ民間教急・介護タク<br>シー翔 | 3,638,165 円      | ①本業務は、夜間・休日における精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23<br>条に基づく警察官の通報に対応するため、精神障害のために自身を傷つけ又は他人<br>に害を及ぼすおそれがあると認められる者について、精神保健指定医をして診察させるため及び入院措置のための移送業務を委託するものである。<br>②これを安全に行うためには、県内の消防本部から「患者等搬送事業者」の認定を<br>受けていることが必要である。<br>③上配を有するのは5者であり、本事業に参画意思を示した4者と随意契約を締結する。             | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 98 | 障害福祉課    | 大分県身体合併症救急医療体制<br>整備事業                       | 令和7年4月1日  | 大分県大分市旦野原700番地   | 国立大学法人 大分大学              | 12,132,565 円     | ①本業務は精神症状と身体症状を併せ持つ身体合併症患者に対応するため、大分大学医学部附属病院(高度救命救急センター)による24時間365日の診療体制及び空床を確保するものである。。<br>②これを行うためには、急性期の身体症状に対応可能な救急医療機関であり、かつ精神医療の専門性を備えている必要がある。<br>③上記を有するのは、大分大学医学部附属病院及び大分県立病院精神医療センターのみであり、県内全ての身体合併症患者を大分県立病院精神医療センターだけて受け入れることは困難であるため、大分大学医学部附属病院と契約を締結する。 | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 99 | 障害福祉課    | 大分県措置移送業務委託                                  | 令和7年5月30日 | 別府市実相寺2-5        | 民間救急サービス介護タクシーmerry      | 3,638,165 円      | ①本業務は、夜間・休日における精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23<br>条に基づく警察官の通報に対応するため、精神障害のために自身を傷つけ又は他人<br>に害を及ぼすおそれがあると認められる者について、精神保健指定医をして診察させるため及び入院措置のための移送業務を委託するものである。<br>②これを安全に行うためには、県内の消防本部から「患者等搬送事業者」の認定を<br>受けていることが必要である。<br>③上記を有するのは5者であり、本事業に参画意思を示した4者と随意契約を締結する。             | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |

|   | 契約担当     | ・所名  契約の名称及び内容                      | 契約年月日      | 契約の相手方の所在地      | 契約の相手方の名称       | 契約金額        | 随意契約理由   | 地方自治法施行令<br>適用条項          |
|---|----------|-------------------------------------|------------|-----------------|-----------------|-------------|--|---------------------------|
| 1 | 00 医療政策説 | 医療・薬局機能情報システム約<br>管理・運用業務           | 持 令和7年4月1日 | 大分県大分市津留1979番地1 | 鬼塚電気工事株式会社      | 3,086,600 円 | ①本業務は、平成20年度に鬼塚電気工事株式会社に委託開発された医療・薬局機能情報システムの適正な運用を行うものである。<br>②これを行うためには、高度の技術力及び当該システムに精通し、細部まで熟知していることが必要である。<br>③当該システムの維持管理・運用業務を確実に実施できる者は鬼塚電気工事株式会社のみである。                                 | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |
| 1 | 01 医療政策謝 | 令和7年度医療機関勤務環境<br>善·業務効率化支援事業委託<br>約 |            | 東京都千代田区三番町9-15  | 日本医業経営コンサルタント協会 | 8,095,250 円 | ①本事業は、県内医療機関の勤務環境改善・ICTを活用した業務効率化を促進するための支援を行う大分県医療勤務環境改善支援センターにおいて、医療機関への医業経営面の個別支援や相談対応等の業務を行う事業である。<br>②これを行うためには、医業経営に関する専門的知識が必要である。<br>③上記が可能な者は、医業経営に専門的知識を有する公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会のみである。 | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 |